

市制施行 30 周年記念事業

幸手市は、昭和 61 年 10 月 1 日の市制施行から、平成 28 年 10 月 1 日で 30 周年を迎えます。

市では、この記念すべき節目の年を市民のみなさんとお祝いし、市の更なる発展のきっかけとするため、「手をつなぎ、幸せあふれる幸手市に！」をキャッチフレーズに、さまざまな記念事業を展開していきます。

これらのイベントをとおして、市民のみなさんと一緒に盛り上がり、幸手市の魅力を市内外へ PR していきますので、ぜひ、ご参加ください。

ここでは、現在予定している主な事業をご紹介します。

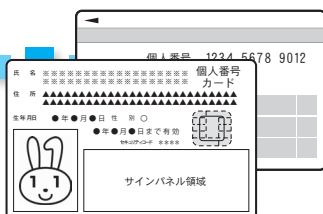


手をつなぎ、幸せあふれる幸手市に！

問合せ 政策調整課 ☎ (43) 1111 内線 4401 ・ FAX (43) 3783

事業名	概要
市制施行 30 周年記念式典	市制施行 30 周年となる平成 28 年 10 月 1 日(土)に、アスカル幸手で記念式典を開催します。 式典では、市民特別表彰のほか、市制施行 30 周年記念キャッチフレーズや各種愛称の入選者の表彰なども予定しています。 ※詳細については、決まり次第お知らせします。
愛称やデザインの募集※	幸手への愛着をより一層深めてもらうため、デマンド交通車両や道路(市道)の愛称などの募集を行います。 ▼募集や投票を予定しているもの ・デマンド交通車両の愛称 ・デマンド交通車両のラッピングデザイン ・道路(市道)の愛称 ・原動機付自転車のナンバープレートデザインの投票
市民提案事業※	市民団体や企業が実施し、市の魅力発信や、市への愛着を高めるために行う事業に、補助金を交付します。
協賛事業	団体や企業が実施する事業でキャッチフレーズやロゴマークを使用していただき、市制施行 30 周年を広く PR します。 ※随時募集をしています。 ※募集方法などの詳細については、お問い合わせいただくか、市ホームページ(http://www.city.satte.lg.jp/)でも確認できます。
まちづくりフォーラム	まちづくりに精通した専門家をパネリストとして招き、人口減少・少子高齢化社会の中で、今後、幸手市が発展していくためにはどうすれば良いのかをテーマにしたまちづくりフォーラムを開催します。 ※開催日時などの詳細については、決まり次第お知らせします。
アート散策展事業	NPO 法人アート体験協会のご協力のもと、市内小・中学生がアート作品を制作します。平成 29 年の桜まつり期間中には、まちなかの回遊を盛り上げるため「アートさんぽ展」と称し、作品の展示やスタンプラリーを開催する予定です。
冠事業	夏まつりや市民まつりなど既存事業の名称に「市制施行 30 周年記念」を付け、イベントを更に盛り上げます。

※詳細については、本紙 6 月号に折込みをします。



個人番号カード(マイナンバーカード)の 交付申請方法

問合せ 市民課 ☎(43) 1111 内線 127 ・ FAX (43) 6473

カードの交付申請手続き

マイナンバーカードの交付を希望する人は、通知カードから「個人番号カード交付申請書」を切り離し、必要事項を記入の上、顔写真を添付し、返信用封筒で郵送してください。

※パソコンやスマートフォンなどからも交付申請できます。詳細については、地方公共団体情報システム機構ホームページ「個人番号カード交付申請」(<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>)を参照してください。

カードの受領手続き

マイナンバーカードの作成は、地方公共団体情報システム機構が行います。作成されたカードが市役所に届き、初期設定などの交付準備が整ったら、順次、申請者に「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(はがき)を郵送しています。

なお、カードの交付にあたっては、暗証番号の入力などに時間を要することから「予約制」としています。はがきが届いたら、電話によりカード受領日時の事前予約をお願いします。

■通知カードを未受領の人は・・・郵便局での保管期間経過などにより返戻された「通知カード」は、市役所で保管しています。本人確認書類を持参の上、市民課窓口(市役所本庁舎1階)へお越しください。なお、通知カードは、6月末まで保管し、その後廃棄処理する予定です。



国民健康保険の手続きをお忘れなく

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143、144 ・ FAX (43) 1125

▶ 国民健康保険税の簡易申告

[6月10日(金)まで]

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国保に加入していない場合も含む)と国保加入者全員の所得状況により行いますので、4月1日現在で16歳以上(扶養控除になっている人も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16歳以上の加入者に未申告者がいると、軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)を行ってください。

※平成27年度に軽減が適用された世帯で、かつ、世帯主と国保加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5月下旬に簡易申告書を郵送します。



▶ 国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

私たちの国では、すべての人がいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。市が運営している国民健康保険に加入・脱退をするためには、ご自分で手続きをする必要があります。



加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日まで遡って加入し、国民健康保険税を納めていただくことになります。

また、脱退の手続きが遅れた場合は、健康保険に二重加入の状態となってしまいます。国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診してしまった場合には、医療費を返還していただくことになりますので、忘れずに加入・脱退手続きをしてください。

※国民健康保険の加入・脱退手続きの詳細については、お問い合わせください。